

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 (外来生物法) の施行状況の検討について

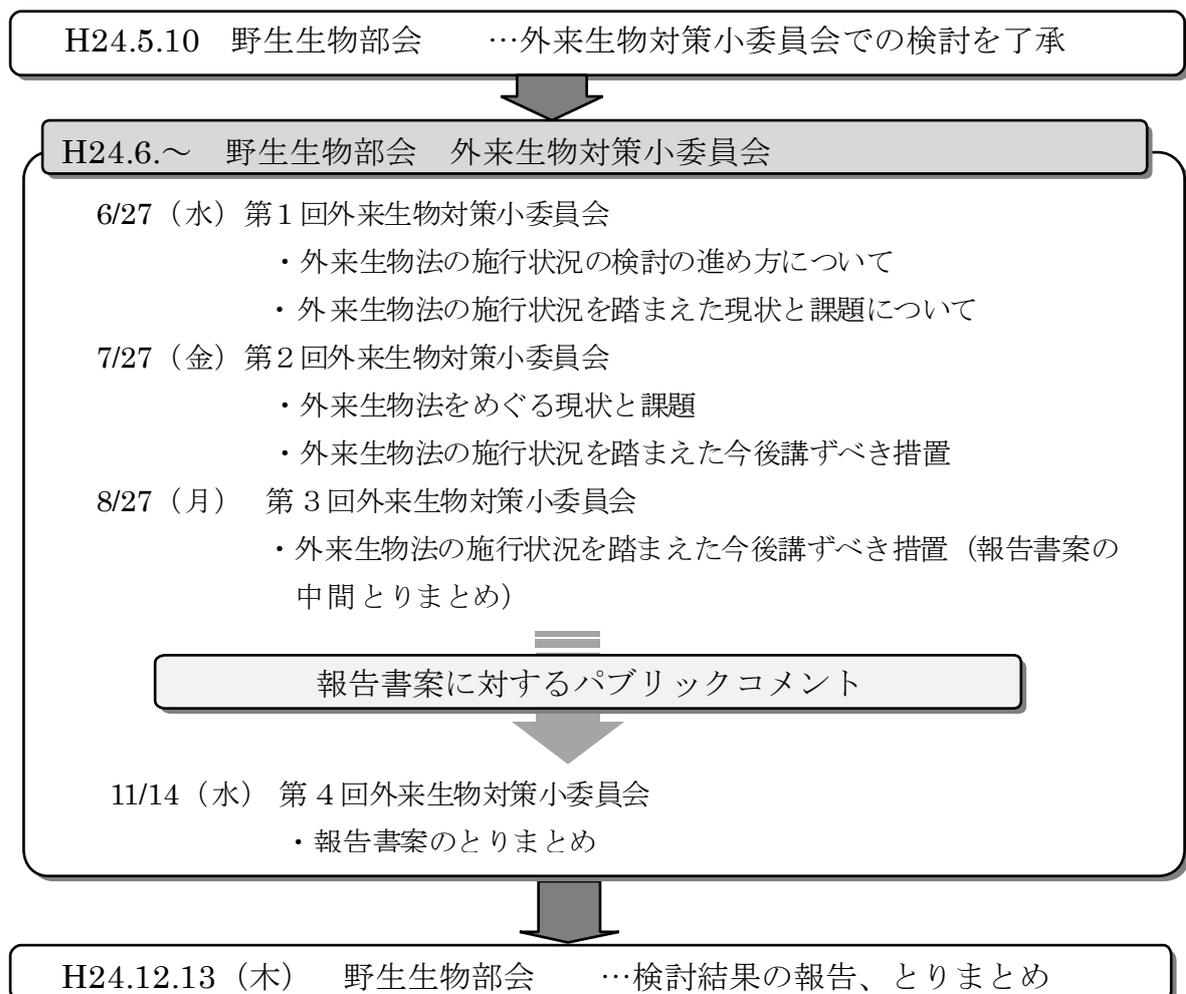
1. 背景

外来生物法の附則第4条では、法の施行（平成17年6月1日）後5年を経過した場合において、法律の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

(参考) [附則 第4条]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 検討の経緯



中央環境審議会 野生生物部会

外来生物対策小委員会

○：小委員長

【委員、臨時委員】

- 石井 信夫 東京女子大学 現代教養学部教授
石井 実 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科教授
磯部 力 国学院大学 法科大学院教授
岡島 成行 大妻女子大学 家政学部教授
(自然環境部会)
五箇 公一 独立行政法人国立環境研究所 主席研究員
(土壌農薬部会)
山岸 哲 兵庫県立コウノトリの郷公園園長／山階鳥類研究所名誉所長
鷺谷いづみ 東京大学大学院 農学生命科学研究科教授

【専門委員】

- 今泉 光幸 千葉県 環境生活部 自然保護課長
太田 英利 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所教授
大矢 秀臣 全日本動物輸入業者協議会 事務局長
岡 敏弘 福井県立大学大学院 経済・経営学研究科教授
岡 三徳 独立行政法人農業環境技術研究所 理事
北田 修一 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科教授
小林 達明 千葉大学大学院 園芸学研究科教授
中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員
細谷 和海 近畿大学 農学部教授